

## 東日本大震災番号不明被災自動車への現スキームによる対応完了と今後の方針

東日本大震災の被災地早期復興を目的として、番号不明被災自動車の再資源化預託金等の預託を資金管理センターにて行う取組みについて、平成23年4月開催の第41回資金管理業務諮問委員会にて承認され、同年5月から実施している。

### 1. 番号不明被災自動車への対応の概要(現スキーム)

- 1) 資金管理法人(本財団資金管理センター)は、法第92条第1項に規定する資金管理業務として資金管理料金を原資に番号不明被災自動車の再資源化預託金等を預託する。
- 2) 資金管理法人(本財団資金管理センター)は、東日本大震災の措置に要する費用は資金管理料金設定時には想定していなかったものであることから、法第98条第1項の規定に基づき、当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特定再資源化預託金等を充てる。
- 3) 番号不明被災自動車については、引き取るべき自動車製造業者等を確認することができないことから、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)は、法第106条第2号の規定に基づき、番号不明被災自動車の再資源化等に必要な行為を実施する。

### 2. 番号不明被災自動車への現スキームによる対応の完了

今般、各被災自治体にヒアリングした結果、一時保管していた被災車両の引取業者への引渡しが全て完了したと判断されるので、上記の現スキームによる対応は平成26年度をもって完了することとし、これを前提に申請受付窓口は平成26年11月末をもって閉鎖したい。

### 3. 今後の方針

旧警戒区域等にて新たに番号不明被災自動車が発生する余地を踏まえ、今後は東日本大震災によって発生した番号不明被災自動車に限り、個別に連絡があれば資金管理料金を原資に再資源化預託金等を預託する対応は行うが、その台数は僅かであると想定されるため、上記1. 2)の「特定再資源化預託金等を充てる」ことは行わないこととしたい。

#### 【番号不明被災自動車の予算想定・申請実績】

	平成26年度予算想定	平成26年4～8月実績
宮城県女川町	200台	67台
上振れリスク分	300台	—
環境省(旧警戒区域)	—	14台
総計	500台	81台

※申請状況およびマニフェスト発行状況の詳細は別紙参照